参考資料

参考-| 策定委員会 設置要綱

■行方市都市計画マスタープラン策定委員会 設置要綱

(設置)

第 | 条 行方市は、都市計画法第 | 8 条の 2 第 | 項に規定する都市計画に関する基本的方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するにあたり、行方市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所堂事務)

- 第2条 委員会は、20名以内で組織し、次に掲げる事項について審議する。
- (1) 都市計画マスタープランの策定及び総合調整に関すること
- (2) その他都市計画マスタープランの策定に関する必要な事項

(組織)

- 第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱または任命する。
- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 地元代表者
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる

(検討会)

第6条 第2条に規定する事項についての事前検討を行うため「行方市都市計画マスタープラン庁内検討会」を置く。なお、詳細については「行方市都市計画マスタープラン庁内検討会 設置要綱」によるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が 定めるものとする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

参考-2 策定委員会 委員名簿

■行方市都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿

委員長:山田 稔 副委員長:小野瀬 忠利

No.	氏 名	組 織	備考
ı	山田 稔	学識経験者	茨城大学 名誉教授
2	小野瀬 忠利	市議会議員	行方市議会 経済建設委員長
3	山口 律理	//	行方市議会 経済建設副委員長
4	高塚 利英	関係団体	行方市農業委員会会長
5	箕輪 次夫	//	行方市商工会会長
6	阿部 尚毅	//	JA なめがたしおさい常務理事
7	橋本 照雄	//	茨城建築士会行方支部
8	本澤 幸一	//	茨城建築士会行方支部
9	醍醐 孝昭	地元代表	行方市区長会
10	川崎 正明	関係行政機関	行方警察署長
- 11	須藤 正巳	//	鹿行農林事務所 次長兼企画調整部門長
12	秋山 文昭	//	鉾田工事事務所所長
13	幡谷 恭一	市職員	総務部長
14	久保田 博	//	企画部長
15	柏原 久男	//	市民福祉部長
16	髙﨑 克彦	//	建設部長
17	髙須 敏美	//	経済部長
18	金田 久美子	//	教育部長
19	平塚 喜昭	//	水道課長

参考-3 庁内検討会設置要綱

■行方市都市計画マスタープラン庁内検討会 設置要綱

(設置)

第 I 条 行方市は、行方市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱に規定する事項に係る必要 な作業を行うため、都市計画マスタープラン庁内検討会(以下「検討会」という。)を設置 する。

(所掌事務)

- 第2条 検討会は、15名以内で組織し、次に掲げる事項について審議する。
- (1) 都市計画マスタープランの見直し、素案の作成・検討に関すること
- (2) その他都市計画マスタープランの策定に関する必要な事項

(組織)

- 第3条 委員は、次に掲げる職にあたる者をもって組織する。
- (1) 都市建設課
- (2) 道路維持課
- (3) 下水道課
- (4) 政策秘書課
- (5) 事業推進課
- (6) 商工観光課
- (7) 農林水産課
- (8) 環境課
- (9) 生涯学習課
- (10) 水道課
- (11) その他必要と認める者
- 2 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 検討会に委員長及び副委員長を置き、会長は建設部長を充て、副会長は都市建設課長を充 てる。
- 2 会長は、検討会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 会長が必要と認めたときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、都市計画課において処理する。

(雑則)

第7条 この告示に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、その都度会長が定める ものとする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

参考-4 策定経緯

日付	会議等	内容
令和5年3月30日	第 回庁内検討会	・策定方針とスケジュール
		・市の概況、都市づくりの課題、将来都市像
令和5年7月5日	第2回庁内検討会	・策定方針とスケジュール
		・市の概況、都市づくりの課題、将来都市像
令和5年7月28日	第 回策定委員会	・策定方針とスケジュール
		・市の概況、都市づくりの課題、将来都市像
令和5年9月20日	第3回庁内検討会(書面開催)	・分野別方針
~10月2日		・地域別方針
令和5年10月3日	第2回策定委員会	・分野別方針
		・地域別方針
令和5年10月31日	第4回庁内検討会	・分野別方針
		・地域別方針
		・実現化方策の検討
令和5年11月7日	第3回策定委員会	・分野別方針
		・地域別方針
		・実現化方策の検討
令和6年1月31日	パブリックコメント	・計画書全体
~2月29日		
令和6年2月15日	第5回庁内検討会(書面開催)	・計画書全体
~3月1日		
令和6年3月11日	第4回策定委員会	・計画書全体

参考-5 用語集

【あ行】	
	情報通信技術(Information and Communication Technology)であり、IT(情
ICT	報技術)を活用することで、より便利で快適な社会の実現を図る技術
アフターコロナ	新型コロナウイルスが終息した後の社会
ウイズコロナ	新型コロナウイルスと共存・共生していく社会
	持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)のことで、2030年
SDGs	までに持続でよりよい世界を目指し、17 のゴール・169 のターゲットから
	構成される国際目標
【か行】	
街区公園	市街地において主に街区(道路で囲まれた複数の宅地のまとまり)に居住す
1月 亿 公 图	る人が日常的に利用する公園で 0.25ha の規模を標準とする
甘松的八廿六泽	30 本/日以上の運行頻度(概ねピーク時片道 3 本以上に相当)の鉄道駅及び
基幹的公共交通	バス停
	災害直後から発生する応急活動や緊急輸送を円滑に実施するための道路の
緊急輸送道路	ことで、高速自動車国道や一般国道、これらの道路と連絡する幹線的な道
	路や防災拠点と相互に連絡する道路
に採り国	市街地において主に近隣住区に居住する人が利用する公園で 2ha の規模を
近隣公園	標準とする
	「線引き」とも言われ、市街化区域と市街化調整区域の区分のことで、都
区域区分	市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため
	必要に応じて定める
	一極集中型と異なり、ブドウの房のように分散した複数の市街地や拠点地
クラスター型	区がお互いに役割を分担しながらも連携する都市構造のスタイル
グリーンファイナンス	地球温暖化対策や再生可能エネルギー等の環境分野への取組みに特化した
	資金を調達するための債券や借入
ハサエルド	主として市街地における汚水を排除・処理するために市町村が管理する下
公共下水道	水道
	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、 人の女性が
合計特殊出生率	仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの平均子ども数
	に相当する
田社	液状化対策の つとして、緩い地盤をセメント等の固化材と混合し固める
固結	工法を指す
7D + \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	年齢や性別など関係なく、異なる職業や仕事を持った利用者たちが同じ場
コワーキングスペース	所で机や椅子、ネットワーク設備などをシェアしながら、仕事をする場所
	都市の拡散化や分散化の結果として、過度の自動車依存による「環境負
	荷」、都市基盤施設整備等が非効率的となる「経済負荷」、人口減少で地域
コンパクトシティ	コミュニティが衰退する「人的負荷」の対策として、公共交通等で円滑に
	結ばれ、公共公益施設等の都市機能が集約的に配置された密度の高いコン
	パクトな市街地を形成する考え方

【さ行】	
	自転車を活用した観光のことで、自転車に乗ることを目的とするもの、
サイクルツーリズム	旅行やレジャーが主で、その中で自転車を利用するもの、自転車にまつ
	わるイベントなど
サコニノナブルコーノ	「持続可能な社会と地球を実現するための金融」と解釈され、環境(E)・
サスティナブルファイ	社会(S)・ガバナンス(G)の要素を考慮した金融活動(融資や投資など)の
ナンス	総称
	災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れる
指定緊急避難場所	ための避難場所で、異常な気象ごとに、安全性等の一定の基準を満たす
	施設または場所を市が指定
指定避難所	災害等により、居住場所を確保できなくなった方を収容する施設であ
1日 上 姓	り、救護・復旧等の活動を行うための拠点となるもので、市が指定
締固め	液状化対策の つとして、緩い地盤を振動や衝撃、固結体を造成する等
が中日 (X)	で地盤の密度を増大させる工法を指す
シェアオフィス	ひとつのオフィスを複数の企業や個人がシェアして使うオフィス
シビックプライド	地域への愛着や誇りと当事者意識
住区基幹公園	主として市街地における市民に身近な公園であり、街区公園、近隣公
正区坐针公园	園、地区公園が含まれる
	一般に在庫のことや保管しておくことであるが、まちづくりにおいては
ストック	地域資源等が保全・担保されており、将来に活用できる状態であること
	を指す
【た行】	
置換	液状化対策の I つとして、緩い地盤を別の材料で置き換え液状化を防止
	する工法を指す
	一定のまとまりのある地区を対象に住民の意向を反映しながら地区の特
地区計画	性に応じたきめ細かいまちづくりの計画を定め、建物を規制・誘導し、
	住みよい特色のあるまちづくりを総合的に進めるための都市計画制度
地区公園	市街地において主に徒歩圏内に居住する人が利用する公園で 4ha の規模
	を標準とする
昼夜間人口比率	夜間人口 100 人当たりの昼間人口の比率を昼夜間人口比率と言い、100 を
	超えると流出より流入の人口が多いということになる
デジタルトランスフォ	デジタル技術を活用し顧客や社会のニーズに応じて事業や組織等を変革
ーメーション(DX)	していくこと
都市基幹公園	都市全体において市民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等に利用す
	る公園で、総合公園や運動公園が含まれる
都市計画道路	主に都市間や市街間、市街地内等を連絡する等、都市における骨格的な
	道路であり、都市計画法に基づいて都市計画決定する
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体や国が設置する公園や緑地
都市公園法	都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的
	として都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めた法律
【な行】	
農業集落排水	農業振興地域における農業用排水の水質保全や機能維持を図ることを目
	的として農業振興地域内の主に集落を対象とする汚水処理

【は行】					
自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や					
ハザードマップ	避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図				
	市民意見を行政施策に反映するための仕組みであり、本市では市の重要な				
 パブリックコメント	事案等を策定する過程で内容等を公表し、広く市民から意見を求め、提出				
ハノリックコメント 	された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方				
	を公表する手続き				
	P(Plan:計画)、D(Do:実行)、C(Check:確認)、A(Action:見直し)の流				
PDCA サイクル	れにしたがって継続的に改善する仕組みによって事業や施策を効果的に実				
	施していくこと				
光ファイバー網	光ファイバーを用いた高速通信網のことで、高い品質の情報を大量に伝達				
元ファイバー網	する特徴がある				
フィルムコミッション	映画やテレビドラマ、CM などのロケーションを誘致し、撮影がスムーズに				
/1 // \(\alpha \)	進行するようサポートする非営利団体のこと				
福祉避難所	障がい者、寝たきりの高齢者などの、一般の避難者と共同生活が難しく、				
価似避無別	介護が必要な方々が避難するための施設で、市が指定				
壁面後退	敷地境界線や道路境界線から、建築物等の外壁面を一定距離だけ離すこと				
【ま行】					
	住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、台風等の接近によ				
マイ・タイムライン	る大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災				
	行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とする				
	もの				
マリンレジャー	海や湖沼を舞台に楽しむレジャー				
【ら行】					
	次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての				
6次産業	小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地				
	域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組み				
【や行】					
	都市計画区域内において、それぞれ異なる一定の利用目的ごとにいくつか				
用途地域	の地域地区を区分し、必要な建築規制を行なうことで土地利用を純化し、				
	都市全体や市街地の適正な土地利用を図る仕組み				
	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無、体格、				
ユニバーサルデザイン	性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初				
	からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること				
【わ行】	【わ行】				
	働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活				
ワークライフバランス	動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働				
	き方・生き方				



- 行方市都市計画マスタープラン

令和6年3月 行方市 都市建設課 都市計画グループ

〒311-3512 茨城県行方市玉造甲404

TEL:0299-55-0111(代)

H P: https://www.city.namegata.ibaraki.jp/